

法学館憲法研究所・日本評論社主催

『日本国憲法と裁判官』出版記念講演会

2010年11月3日

司法制度改革が始まって約10年。この間、裁判員裁判が開始（2009年）されるなど、いくつのかの改革は進んでいます。こうした改革は、裁判官制度にも大きな影響を及ぼしました。一方、未だ改革が十分でない分野もあることも事実で、その点では課題もまた多いといえます。

こうした司法制度改革の現状もふまえて、30名の元裁判官が日本国憲法下での裁判官のあり方について語った講演会（法学館憲法研究所主催・2009年から2010年）の講演録『日本国憲法と裁判官』が日本評論社から出版されました。この出版を記念して、さる11月3日（日本国憲法公布日）に市民のための司法改革のあり方を考える講演会が行われました。今回はその中の講演の一つを紹介します。

「裁判官と憲法—その歴史と未来」

大出良知氏（東京経済大学現代法学部教授）

研究者になったきっかけと司法問題との関わり

はじめに大出教授はご自身の冤罪事件との関わりについて話されました。自分が八海事件、松山事件という冤罪事件の救援運動に関わる中で、八海事件の無罪判決について書かれた刑事法研究者の論文や、判決文などに疑問を抱き、そこから裁判というのは一体何なのか、その裁判に関わって、何をどう考えればいいのかということに強く関心を抱かれたとのことでした。

その後、刑事訴訟法を専門とする研究者となり、様々な裁判を研究する過程で、裁判官が何を考え、判断をしているのか、またその判断（判決）があるべき刑事裁判との関係でどのような影響を与えていたのかなどを実証的に研究する必要性を感じたと語られました。このことから刑事裁判という領域を越えて司法全般を研究対象



とし、裁判官制度を含む司法官僚制度が持つ問題と実際の司法行政や裁判官人事等に現れる問題などの研究を継続されているということが語られました。

戦後司法行政の問題性と「司法の危機」

そして、戦後日本の司法の問題性は、日本国憲法下で民主的司法制度を実現することとは逆の方向で進められたということが指摘されました。その原因の一つが東西の冷戦構造の深化と関係し、日本を占領していたアメリカの強い意向（民主化の逆コース）が働いたということです。その結果、日本国憲法の理念に基づいた司法の民主化と乖離した中で、日本国憲法が目指した司法の独立（戦前の司法省から最高裁を独立させ、「司法権」を確立する）や法曹養成の一元化、裁判官の独立などは達成されず、戦前の裁判官官僚制度が見た目だけ変えて維持され、司法官僚が裁判所全体を支配するシステムが作り上げられたことが語られました。

一方、民主主義教育を受けて戦後裁判官になつた方々は、憲法の理念を実現する裁判官として、憲法的裁判所づくりや裁判官やの独立を実現しようという強い意欲を持っていました。そうした

裁判官や学者、弁護士などによって1954年に青年法律家協会（以下、「青法協」）が設立されました。良心的裁判官の方が多く所属していた青法協に対する攻撃をは、長沼自衛隊違憲訴訟の際に、平賀健太札幌地方裁判所所長が福島重雄裁判長に裁判干渉となる書簡を出した平賀書簡問題

（1969年）に始まり、自民党の資金団体「国民協会」の機関誌に現職の地裁裁判長が平賀擁護、福島、青法協批判の記事を出すなど一斉に青法協所属の裁判官に対する非難がマス・メディアも巻き込み大々的に起こるという事態に発展していく経緯が克明に語られました。その後、1971年には熊本地裁判事の宮本康昭裁判官の再任拒否が行われ、「司法の危機」により、最高裁を頂点とする司法行政の官僚的統制が始まったわけです。（これらの詳細については、後で紹介する『日本国憲法と裁判官』、『長沼事件、平賀書簡』を参照ください。）

裁判所による裁判官の官僚統制

この「司法の危機」以降、裁判所ではさまざまな事態が起きました。まず、裁判官の任用・任地・給与について、青法協に加入する裁判官に対する人事差別が行われました。大出教授はこのことを実証的に明らかにしてみようと考え、調査し、その結果、いかにそれぞれの裁判官によって人事の扱いが違っているのか、青法協などで中心的な役割を果たされた裁判官たちに対して明確な差別が行われたことを示しました。

そして、最高裁判所は司法行政に従順な裁判官を育てるために、研修所教育に力を入れました。例えは少ない証拠で有罪を認定する技量を身につけるという教育を行い、成績の良い人からピックアップして裁判官に任官させるという方法をとることで、裁判官と裁判内容の両面の統制体制を確立していく過程について詳細に話されました。

こうした裁判所の施策は、裁判所が行政府や立法府から独立し官僚的一体性を持つ組織することが最終目標であり、そのため裁判官に対して「最高裁判例に従う、裁判長の言うことには従う」という、いわば「人づくり」を行ったわけです。大出教授は最高裁が裁判官の人事評価情報を徹底的に集め、心理的に最高裁の示す方向に異論を唱えることがしにくく状況を作り、裁判内容について一定の指向性を伝達して、そういう指向性での裁判を進めていくように進めてきたこの施策は、憲法で保障された「裁判官の職権の独立」とは相反する方向であり、その転換の必要性が指摘されました。

さらに、民主的な司法と相反する司法行政が行われていることについて、メディアや教育の場でほとんどふれられることなく、市民が司法の場で何が起こっているのかという真相まで迫って認識を深めることができがおよそ不可能になっている現状が語られました。

市民にとって必要な司法制度改革とは

司法行政の官僚的統制の下で行われた裁判は、市民が最後の救済の場として求める裁判所とは全く異質なもので、実際には市民の利益と対立する判決が出されるような市民不在の組織となつたことが述べられました。このような状況に対して、一方、憲法の理念から相反する司法行政をそのまま放置できないという認識はある程度、国民の間でも広がっていたのですが、一つのきっかけとなったのは1980年代に4人の死刑確定囚が再審裁判で全て無罪になったという事実でした。刑事裁判において、無罪の人が裁判によって死刑を宣告され、長い間刑務所に入れられていたということは、日本の刑事裁判の問題点を鮮明にしたものでした。こうした事態を受けて、日弁連は刑事裁判の改革を掲げ、誤った裁判をなくす方策として被疑者弁護の必要性を訴えました。同時に自ら当番弁護士制度が始ま、これが司法制度改革へつながり、被疑者国選弁護制度が実現したのです。

また多くの市民に弁護士のサービスが行き届く目的で作られた法テラス（法律事務所）もこの過程で実現したことが述べられました。

大出教授は、司法行政の官僚的統制を変えるためには「市民の司法の実現」が不可欠であり、そのためには法律家の数・質の向上が必要という認識で、法科大学院がつくられたということも話されました。

最後に、日本国憲法が示した司法の理念の具体化は未だ十分とはいはず、国民が司法に参加する、裁判所の側は国民の側にもっと近づく、というように裁判所と国民の関係を徹底的に改革していく必要があり、そのため司法における地方分権を考えるとか、市民による裁判官の評価を徹底していくとか、いろいろな方法がありうること、また、司法というものの認知度をあげていく必要があると話されました。

裁判員裁判が始まり、多くの判決が出されています。わたしたち市民自ら市民にとってどのような司法制度が必要なのかを考え、発言していく時期にきているのではないでしょうか。

(T本)

戦後司法を考える『日本国憲法と裁判官』 『長沼事件 平賀書簡』紹介

◆『日本国憲法と裁判官』

日本評論社 刊 守屋克彦 編

2010年11月発行：A5判

税込 2,940円

昨年春から今年にかけて、法学館憲法研究所で開催してきた元裁判官による講演会『日本国憲法と裁判官』をまとめた講演録が出版されました。1970年代前半、裁判官に対して激しい政治的干渉があり、「司法の危機」といわれました。この時代を体験し、良心と独立を守り続けた30人の元裁判官が、その歴史と自らを照らし合わせて語っています。講演会に行かれた方も、行かれていない方も、ぜひご一読ください。

序 章 …守屋克彦

第1章 裁判官と平和主義

…石松竹雄、安倍晴彦、下澤悦夫

第2章 裁判官のあり方

…花田政道、福島重雄、山口 忍、東條 宏、丹羽日出夫、梶村太市

第3章 民事裁判にかかわって

…大石貢二、井垣敏生、園田秀樹、矢崎正彦

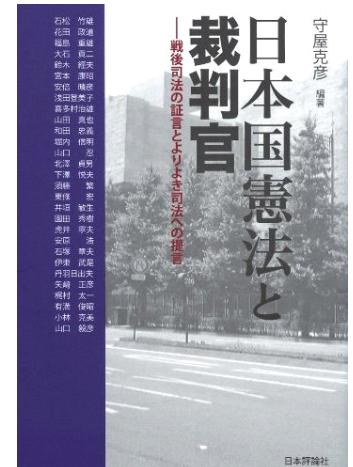
第4章 刑事裁判にかかわって

…山田真也、堀内信明、須藤 繁、虎井寧夫、安原 浩、伊東武是、

第5章 司法の危機、そして司法改革

…宮本康昭、鈴木經夫、喜多村治雄、浅田登美子、和田忠義、北澤貞男、石塚章夫、小林克美、山口毅彦
(資料)

戦後の裁判所、裁判官をめぐる主な動向（1947年～2009年）



◆『長沼事件平賀書簡』 —35年目の証言、自衛隊違憲判決と司法の危機

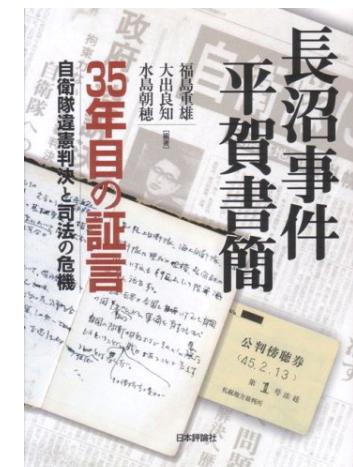
日本評論社 刊 福島重雄・大出良知・水島朝穂 編著

2009年4月発行：A5判

税込 2,835円

1973年9月7日、札幌地裁は「長沼事件」で初の自衛隊違憲判決を下しました。この判決は、国内外で大きな反響を呼びました。同時に、判決に至る過程で発生した札幌地裁・平賀健太所長による裁判干渉は、「平賀書簡問題」として世に知られることとなりました。

判決から35年。多くを語らなかった福島重雄元裁判長が初めて違憲判決に至るさまざまな過程、「平賀書簡」を詳細に語ります。そして「平賀書簡」以降、裁判所全体を巻き込んだ「司法の危機」の深層を当事者たちが明らかにします。今なお続く憲法9条と司法権の独立という2つの問題に関わった当事者による35年の空白を埋める歴史的証言の書です。



●ご購入は、日本評論社あるいは法学館憲法研究所HPより申し込み下さい。●

平和な休日へのほほんのほ子のカフェ散歩～
第7回：京都「進々堂京大北門前店」

特別企画
京都編第2弾！

<http://www.shinshindo.jp/profile.html>

住所：京都市左京区北白川追分町 88

電話：075-701-4121

今回ご紹介するのは、京都大学のそばにある、進々堂です。なんでも、創業者がパリのカルチェ・ラタンみたいに、という気持ちで始めたカフェなのだと思います。人間国宝の方が作った大きくて荒削りのテーブルとイスが並べられています。のほ子が訪れたのは、物憂い曇りの日で、店内では、本や新聞を読む人や、恋人かと思われる（京大生なのでしょうか？）二人が肩を寄せ合って、本を読んだりしていました。のほ子は、ホットドックとオレンジジュースを頼んだのですが、そのホットドックは、懐かしい感じのコッペパンにポテトサラダなどを入れて焼いたもので、2つもでてきたので、驚きました。安かったです。京大出身の知り合いに聞いたところ、「進々堂でよく勉強していた」とのこと。京大生にとっては、大事な場所なのかなと思いました。写真を撮ってよいか尋ねたところ、「勉強をしている人がいるので、店内は遠慮してほしい」とのこと。そんなお店の気遣いも、静かに思索を深めたい人には、ありがたいですね。今年で、80周年を迎えるそうです。



～ちょっと寄り道～

知恩寺の手作り市

<http://www.tedukuri-ichi.com/index.html>

進々堂へ向かう途中に知恩寺というお寺があります。そこでは、毎月15日に、手作り市なるものが開かれるそうです。素人が作った作品を発表する場として、始められたそうで、アクセサリーからパンやお菓子まであるらしいです。のほ子は行けなかったのですが（15日ではなかったので）。地元に密着したものとして、始められたものが、このようにな定着するのは、楽しいですね。将来は、東寺の弘法市のようにになるのでしょうか？のほ子は弘法市には行きましたが、いろいろなものがあって、楽しかったですよ。スカートとアクセサリーを買いました。

裁判員制度が始まって初めて死刑の判決が相次いで2件ありました。その一つは少年事件です。わたしたち市民が出た判決について、HuRP もあらためて考えていきたいと思います。

今日は多くの講演会などがありました。来月号でも、できるだけご紹介したいと思います。

（T本）



特定非営利活動法人「人権・平和国際情報センター」(HuRP: ハープ)

Human Rights and Peace Information Center JAPAN (HuRP)

〒101-0065 東京都千代田区西神田2-7-6 川合ビル41号室 TEL&FAX 03-3234-3231
e-mail hurp@hurp.info HP <http://www.hurp.info/>

